

セントラルシティ和歌山における 大規模小売店舗立地法に係る変更についてのお知らせ

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づき、下記の事項につきまして令和7年4月9日付で和歌山県知事に変更届出を行いましたので、同法施行規則第11条第2項の規定によりお知らせいたします。

■大規模小売店舗を設置する者

①株式会社オークワ

代表取締役 大桑 弘嗣

和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3

②ゼビオホールディングス株式会社

代表取締役 諸橋 友良

福島県郡山市朝日三丁目 7 番 35 号

■大規模小売店舗の名称・所在地

名 称：セントラルシティ和歌山

所在地：和歌山県和歌山市小雑賀 805 番 1 外

■変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前 6 時～午後 10 時（6 ヶ所）

（変更後）午前 6 時～午後 10 時（7 ヶ所）

■お問合せ先

株式会社オークワ 開発本部

TEL:073-433-9883